

契 約 条 項 (案)

(総則)

第1条 相模原市（以下「派遣先」という。）と〇〇（以下「派遣元」という。）は、この契約書に定めるもののほか、別紙業務仕様書（以下「仕様書」という。）に従い、信義を守り誠実に頭書の労働者派遣契約（以下「派遣業務」という。）を履行しなければならない。

2 派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、その労働者を派遣先に派遣するものとする。

(業務内容)

第2条 この契約における派遣先所定の業務は RPA 新規開発及び RPA 関連業務とし、この業務の詳細及び業務実施に必要な能力は、仕様書に定めるとおりとする。

(責任の程度)

第3条 この契約における派遣労働者は、役職を有さないものとする。

(就業場所)

第4条 派遣労働者が就業する場所は、次のとおりとする。

相模原市 財政局 税制・債権対策課（市役所第2別館2階）

〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

電話042-754-1111（代表）

電話042-769-8301（直通）

ただし、必要に応じ相模原市役所第2別館2階のほか、派遣先が指定する場所においても就業する。

(組織単位)

第5条 派遣労働者が就業する組織単位は、次のとおりとする。

相模原市 財政局 税制・債権対策課

(派遣先及び派遣元責任者)

第6条 この契約における派遣先及び派遣元の責任者は、次のとおりとする。

(1) 派遣先 相模原市 財政局 税制・債権対策課 課長 〇〇 〇〇

(2) 派遣元 〇〇 代表 △△ △△

(指揮命令者)

第7条 就業中の派遣労働者を指揮命令する者は、次のとおりとする。

相模原市 財政局 税制・債権対策課 市税整理班 〇〇 〇〇

相模原市 財政局 税制・債権対策課 債権整理班 〇〇 〇〇

(派遣期間)

第8条 この契約における派遣期間は、令和8年10月1日から令和9年3月31日までとする。

(就業日等)

第9条 この契約における派遣就業をする日は、毎週月曜日から金曜日までとする。

2 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年7月20日法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は、休日とする。

(就業時間)

第10条 派遣労働者の就業時間は、午前9時から午後5時とする。

2 派遣先は、派遣労働者に対し時間外労働の命令は行わないものとする。

(休憩時間)

第11条 派遣労働者の休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(安全及び衛生)

第12条 電子計算機を連続して操作する時間は1時間までとする。1時間連続して操作したときには、少なくとも10分間の休憩時間を与える。

2 派遣元は、派遣労働者を派遣する前に、雇入れ時安全衛生教育を実施する。

3 派遣先は、派遣労働者を派遣就業させる前に、受入れ時安全衛生教育を実施する。

4 業務内容の変更を行う際には、派遣先において必要な安全衛生教育を実施する。

(派遣労働者からの苦情処理)

第13条 派遣労働者からの苦情の申出を受ける者は、次のとおりとする。

(1) 派遣先 相模原市 財政局 税制・債権対策課 ○○ ○○

TEL 042-754-1111（代表）

TEL 042-769-8301（直通）

(2) 派遣元 ○○ 代表 △△ △△

TEL ■■■-■■■-■■■■（代表）

2 派遣労働者からの苦情の申出を受けた者は、直ちに、第6条に規定する派遣先及び派遣元それぞれの責任者が中心となって、誠意をもって、遅滞なく、当該苦情の適切迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知しなければならない。

3 派遣先及び派遣元は、自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情のほかは、相互に遅滞なく通知するとともに、密接に連絡調整を行いつつ、その解決を図ることとする。

(派遣人員)

第14条 この契約の派遣人員は、原則として第8条に規定する派遣期間を通じて同一の者1名

とする。

※日雇い労働派遣は許可しない。

(派遣労働者の福祉の増進のための便宜の供与)

第15条 派遣先は、派遣労働者に対し、派遣先が雇用する労働者が利用する休憩室の施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。

2 派遣元は、派遣労働者に対し、派遣先の供給する施設等を常に善良なる管理者としての注意を払って使用するよう指導しなければならない。

(契約金額)

第16条 この契約における契約金額は、派遣料の上限額を定めるものとする。

2 労働者派遣料の上限額は限度額であり、派遣先の都合により労働者派遣料の上限額に満たない場合が生じて、派遣元は、異議の申出又は損害賠償の請求をすることはできない。

(就業実績の報告)

第17条 派遣先は、派遣元による派遣労働者の適正な賃金管理及び雇用管理の実施を図るため、派遣労働者ごとに派遣就業履行事項を内容とする毎月の就業実績を、書面により派遣元に報告するものとする。

2 前項に定める場合のほか、派遣元から要求があった場合には、派遣先は、前項の報告を適宜派遣元に対して行うこととする。

(労働者派遣料)

第18条 労働者派遣料は、派遣労働者1人の就業時間1時間当たり_____円に消費税及び地方消費税を乗じて得た額とする。

2 労働者派遣料の単価には、派遣元がこの契約を履行するために必要な通勤手当、労働保険及び社会保険料を含むものとする。

3 労働者派遣料の計算期間は、月の初日からその月の末日までの1月とし、各月毎に派遣労働者の実労働時間に第1項の規定による金額を乗じて得た金額（1円未満切り捨て）を月額派遣料とする。なお、各月の派遣労働者の実労働時間は30分単位（端数については切り上げる。）とする。

4 派遣労働者が、欠勤、年次有給休暇、遅刻、早退によりこの契約で定める就業日又は就業時間に就業しなかった場合は、派遣先は、当該就業しなかった日又は時間に相当する労働者派遣料を支払うことを要しないものとする。ただし、派遣元が代替労働者を派遣した場合は、この限りでない。

(労働者派遣料の支払)

第19条 派遣元は、派遣実績のあった月の翌月の10日（10日が第9条第2項に規定する休日にあたる場合は、その翌営業日。）までに、派遣先に適法な請求書を提出しなければならない。

- 2 派遣先は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に相模原市指定金融機関において労働者派遣料を支払うものとする。この時、第38条の規定により契約保証金の納付が行われている場合は、最終の料金の支払いに併せて返還するものとする。
- 3 派遣元は、派遣先の責に帰すべき事由により、前項の労働者派遣料の支払いが遅れた場合には、派遣先に対して遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。）の支払いを請求することができる。

（派遣労働者の交替等）

- 第20条 派遣先は、派遣労働者が就業するに当たり遵守すべき派遣先の業務処理方法、服務規程等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低くこの契約の目的を達しないと認めるときは、派遣元にその理由を明示し、派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等の適切な措置を講ずるよう要請することができる。
- 2 派遣元は、前項の要請があったときは、当該派遣労働者への指導、改善、派遣労働者の交替等適切な措置を講じるものとする。
 - 3 派遣元は、派遣労働者の傷病その他やむを得ない理由があるときは、派遣先に当該内容を知り、派遣労働者の交替について派遣先に協議するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第21条 派遣元は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の目的に供してはならない。

（再委託の禁止）

- 第22条 派遣元は、派遣業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ派遣先の承認を得て派遣業務の一部を第三者に委託する場合は、この限りではない。
- 2 前項ただし書の規定により、派遣元は、派遣業務の一部を第三者に委託する場合は、その内容を明確にした文書を派遣先に届出し、承認を受けるとともに、当該第三者の行為のすべてについて責任を負うものとする。

（環境配慮事項）

- 第23条 派遣業務の実施においては、次の各号の環境配慮事項に留意して業務を行うこと。
- （1）「相模原市環境方針」の主旨を踏まえ、業務の実施において省資源・省エネルギーに取り組む等、環境への負荷の低減を図るとともに、環境関連法令の規制等を遵守すること。
 - （2）派遣先への提出文書及び添付資料については、原則として再生紙を使用すること。
 - （3）業務実施時に車両を使用する場合は、アイドリングストップの実施を徹底し、他者に運搬

等を委託する場合においても、アイドリングストップの実施を周知するよう努めること。

(4) 業務の実施においては、廃棄物の減量化・資源化に取り組むとともに、廃棄物の処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、条例、相模原市一般廃棄物処理実施計画など、関連法令を遵守し、適正に処理すること。

(派遣先の調査権等)

第24条 派遣先は、派遣元の派遣業務の履行に関して、必要な範囲で派遣元に対して報告を求め、又は調査をすることができる。

2 前項に基づく報告又は調査の結果、派遣元による派遣業務の履行状況につき、不十分な点が認められたときは、派遣先は、派遣業務の履行に関して必要な指示を派遣元に行うことができるものとする。

(事故等の報告)

第25条 派遣元は、派遣業務の履行に支障を生じるおそれのある事故又は脅威の発生を知ったときは、必要な措置を講じるとともに、直ちにその旨を派遣先に報告し、その指示を受けなければならない。

2 派遣元は、前項の事故等が発生した場合には、詳細な経過及び今後の対処方針を遅滞なく派遣先に通知しなければならない。

(守秘義務)

第26条 派遣元は、派遣業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏らし、又は派遣業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 派遣元は、この契約による業務を処理するため、個人情報及び派遣先が派遣元に引き渡し、又は派遣先が使用を認めた情報（以下「個人情報」という。）を取り扱う場合は、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

3 派遣元は、派遣労働者に対し、派遣業務の履行により知り得た機密事項を他の目的に使用し、又は第三者に開示・漏えいしてはならない旨を徹底、遵守させる責任を負う。

4 派遣元は、派遣労働者を派遣する前に、個人情報の適正な取扱いについての教育を実施する。

5 派遣先は、派遣労働者を派遣就業させる前に、受入れ時に個人情報の適正な取扱いについての教育を実施する。

6 派遣元は、派遣労働者から秘密の保持に関する誓約書の提出を求めるものとする。

7 派遣元は、機密事項の取扱いについて、別記「機密事項取扱特記事項」を遵守の上、派遣労働者に遵守させるものとする。

(契約内容の変更)

第27条 派遣先は、契約締結後に必要がある場合には、派遣元と協議の上、契約内容を変更することができる。

- 2 前項の場合において、契約金額又は契約期間を変更するときは、文書によりこれを定めるものとする。

(損害賠償)

第28条 派遣元は、派遣労働者が故意又は過失により派遣先に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 派遣元は、第26条第1項及び第2項の規定に違反したことにより、派遣先又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前2項の場合において、その損害が派遣元の派遣労働者の故意又は重大な過失と第7条に規定する指揮命令者等の指揮命令等との双方に起因するときは、派遣先派遣元双方で協議し当該損害の負担割合を定めるものとする。

(履行遅延)

第29条 派遣元は契約期間内に業務を履行することができないとき、又はそのおそれがあるときは、速やかにその旨を派遣先に報告しなければならない。

- 2 前項の規定による報告があった場合、派遣先は、相当と認められる期間の延長をすることができる。ただし、派遣元の責めに帰すべき事由による場合には、派遣先は、契約金額について、遅延日数に応じ年3.0パーセントの割合で算定した額の違約金を派遣元から徴収することができる。

(契約の解除に係る措置)

第30条 派遣先は、派遣先の責に帰すべき理由により契約期間が満了する前に契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

- 2 派遣先は、前項に規定する場合において派遣労働者の新たな就業機会の確保ができないときは、契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前に、派遣元にその旨を予告しなければならない。
- 3 派遣先は、前項の契約解除の予告日から契約の解除を行おうとするまでの期間が30日に満たない場合には、少なくとも契約の解除を行おうとする日の30日前の日から当該予告日までの期間の日数分の派遣労働者の労働者派遣料に相当する額について損害の賠償を行わなければならない。ただし、派遣元の同意を得て契約を解除した場合は、この限りでない。
- 4 派遣先の契約の解除が信義則違反その他派遣先の責に帰すべき事由による場合には、前項の規定にかかわらず、派遣先は当該派遣契約が解除された日の翌日以降の残余期間の労働者派遣料に相当する額についても賠償しなければならない。
- 5 派遣先は、契約の解除を行う場合にあって、派遣元から請求があったときは、契約の解除を行う理由を派遣元に対して明らかにしなければならない。

(派遣先の契約解除権)

第31条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除すること

ができる。

- (1) 派遣元の責めに帰すべき事由により、契約を履行する見込みがないと明らかに認められたとき又は契約の履行を怠ったとき。
- (2) 派遣元が、この契約に違反し、契約の目的が達せられないとき。
- (3) 派遣元が、この契約の履行について、不正行為をしたとき。
- (4) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可若しくは認可等を失い、又は営業の停止が命じられる等派遣元が契約者たる資格を欠いたとき。
- (5) 派遣元による待遇が、同一労働同一賃金を実現できないと認められるとき。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、派遣元は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として、派遣先の指定する期間内に派遣先に支払わなければならない。
- 3 前項の規定により違約金を納付する場合において、第38条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団等排除に係る派遣先の契約解除権)

第32条 派遣先は、派遣元が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、契約の解除により派遣元に損害が生じても、派遣先はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 派遣元が個人である場合には、その者が、相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下本条及び次条において、「条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められるとき。
- (2) 派遣元が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下本条において、「県条例」という。）第23条第1項に違反したと認められるとき。
- (3) 派遣元が、県条例第23条第2項に違反したと認められるとき。
- (4) 派遣元が、条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの、又は派遣元の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められるとき。

- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、派遣元は、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、第38条の規定により契約保証金の納付が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第33条 派遣元は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等から不当介入を受けたときは、遅滞なく派遣先に報告するとともに所

轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 派遣元は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、派遣先と履行期限に関する協議を行わなければならない。
- 3 派遣元は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに派遣先に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 4 派遣元は、不当介入による被害により履行期限に遅れが生じるおそれがあるときは、派遣先と履行期限に関する協議を行わなければならない。

(派遣元の契約解除権)

第34条 派遣元は、派遣先が契約に違反し、その違反によって、派遣業務を履行することができなくなったとき、又は労働者派遣法その他関係諸法令に違反したときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項の規定により派遣元が契約を解除しようとするときは、派遣先に対して解除予定日の30日前までに通知し、派遣先は速やかに派遣を受けなくなる派遣労働者に対して、契約を解除する旨の予告を行わなければならない。
- 3 第1項の場合において、派遣元に損害が生じたときは、派遣元は、派遣先に損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額は、派遣先と協議の上で決するものとする。

(履行不能の場合の処置)

第35条 派遣元が、天災その他の不可抗力等その責めに帰すことができない事由により、契約の全部又は一部を履行することができないときは、派遣先の承認を得て、派遣元は当該部分についての履行義務を免れるものとし、派遣先は当該部分についての契約金の支払いを免れるものとする。

(業務上災害等)

第36条 派遣元は、派遣就業に伴う派遣労働者の業務上の災害及び通勤途上災害については労働基準法（昭和22年法律第49号）で定める使用者の責任並びに労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）で定める事業主の責任を負う。

- 2 派遣先は、派遣元が行う前項の手続きについて必要な協力をしなければならない。

(年次有給休暇)

第37条 派遣元は、派遣労働者から年次有給休暇の申請があった場合は、原則として、派遣先へ事前に通知するものとする。

- 2 派遣先は、派遣労働者の年次有給休暇の取得に協力するものとする。ただし、通知された日の取得が、業務の正常な運営に支障をきたすときは、派遣先は派遣元にその具体的な事情を明示して、派遣元が当該派遣労働者に対し取得予定日を変更するよう依頼すること又は必要な代替者の派遣を要求することができる。

(契約保証金)

第38条 派遣元は、契約金額の100分の10以上を派遣先に納付するものとする。ただし、相模原市契約規則第34条各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

(契約の費用)

第39条 この契約の締結に要する費用は、派遣元の負担とする。

(所管裁判所)

第40条 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、派遣先の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(適正な就業の確保)

第41条 派遣元は、派遣労働者に対し、派遣先の指揮命令に従って職場秩序・規律を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者との雇用契約で明示するとともに、指導教育をするものとする。

2 派遣元は、派遣労働者が基本的人権について、正しい認識をもって業務を遂行できるよう人権啓発に係る研修を行うものとする。

3 派遣先は、セクシャルハラスメントの防止等適切な就業環境の維持に努めなければならない。

4 派遣元は、労働保険及び社会保険の適用手続を適切に進め、労働保険及び社会保険に加入する必要がある派遣労働者については、加入させてから労働者派遣を行うものとし、その経費負担は派遣元が負うものとする。ただし、新規に雇用する派遣労働者について労働者派遣を行う場合であって、当該労働者派遣の開始後速やかに、派遣元の経費負担において、労働保険及び社会保険の加入手続を行う場合は、この限りでない。

5 派遣元は労働者派遣法を遵守し、派遣労働者に対し公正な待遇を確保するものとする。

(協定対象派遣労働者の限定)

第42条 派遣労働者は、協定対象派遣労働者に限定しない。

(疑義の解決)

第43条 仕様書又はこの契約書に定めのない事項並びにこの契約について疑義が生じたときは、派遣先及び派遣元で協議して解決を図るものとする。

別記

機密事項取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 派遣労働者は、機密事項（個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）を含む。）の重要性を認識し、業務の遂行にあつては、機密事項を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 派遣労働者は、業務に関して知り得た機密事項を第三者に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(持ち出しの禁止)

第3条 派遣労働者は、機密事項が記載された資料等を、指揮命令者の許可なく就業場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第4条 派遣労働者は、機密事項が記載された資料等を、指揮命令者の許可なく複写又は複製してはならない。

(収集の禁止)

第5条 派遣元は、派遣労働者が業務に関して知ることのできた機密事項を収集してはならない。

(派遣労働者への指導)

第6条 派遣元は、派遣労働者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知ることのできた機密事項を第三者に漏らしてはならないことなどについて、機密事項の管理に関して必要かつ適切な指導を行わなければならない。

(指示等)

第7条 派遣先は、派遣労働者が業務に関して取り扱う機密事項の適正な管理を確保するため、派遣元に対し必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第8条 派遣元は、機密事項の取扱いについて違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに派遣先に報告し、派遣先の指示に従うものとする。